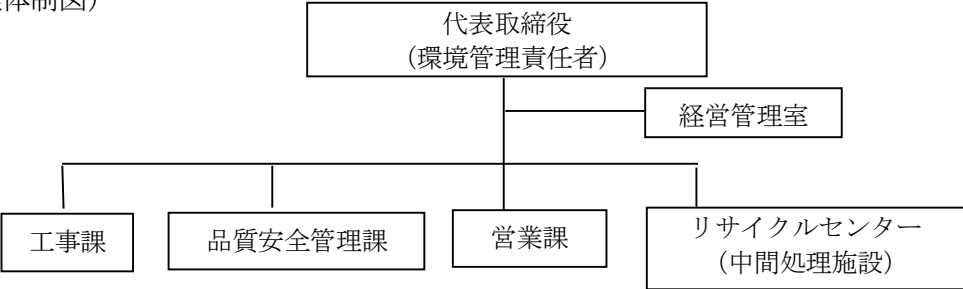


(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 6年 6月 30日	
石川県知事	殿
提出者	
住 所 石川県金沢市畝田西一丁目112番地	
氏 名 株式会社 宗重商店	
代表取締役 宗守 重泰	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 076-266-6000	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	株式会社 宗重商店
事業場の所在地	石川県金沢市畝田西一丁目112番地
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D07 職別工事業（設備工事業を除く）
②事業の規模	元請完成工事高： 1,632,366 千円
③従業員数	約 80 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>木くず→自社で中間処理（破碎・選別）、燃料チップまたは燃料チップ原材料として売却</p> <p>コンクリート・アスファルト→再生処理業者に委託し、再生砕石として再資源化</p> <p>金属くず→分別して有価物として売却</p> <p>廃プラスチック類・廃石膏ボード類→中間処理業者に委託、または自社にて中間処理後に最終処分業者に委託</p> <p>その他がれき類、ガラス・陶磁器類→最終処分業者に委託し、埋立処分</p> <p>その他再生不能物→最終処分業者に委託し、埋立処分</p>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
 <pre>graph TD; A[代表取締役 (環境管理責任者)] --- B[経営管理室]; A --- C[工事課]; A --- D[品質安全管理課]; A --- E[営業課]; A --- F[リサイクルセンター (中間処理施設)];</pre>			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	別紙①のとおり
	排出量	別紙①のとおり	別紙①のとおり
	(これまでに実施した取組) 解体工事における分別解体、廃棄物の分別処分を徹底する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	別紙①のとおり
	排出量	別紙①のとおり	別紙①のとおり
	(今後実施する予定の取組) 解体工事における分別解体、廃棄物の分別処分の徹底を継続する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生する全ての産業廃棄物		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生する全ての産業廃棄物		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	289 t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	260 t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	別紙②のとおり
	全処理委託量	別紙②のとおり	別紙②のとおり
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙②のとおり	別紙②のとおり
	再生利用業者への処理委託量	別紙②のとおり	別紙②のとおり
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙②のとおり	別紙②のとおり
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙②のとおり	別紙②のとおり
	(これまでに実施した取組)		
再資源化が可能な廃棄物については、再生処理業者に委託している。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	別紙②のとおり
	全処理委託量	別紙②のとおり	別紙②のとおり
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙②のとおり	別紙②のとおり
	再生利用業者への 処理委託量	別紙②のとおり	別紙②のとおり
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙②のとおり	別紙②のとおり
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙②のとおり	別紙②のとおり
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>再資源化可能な廃棄物は、再生処理業者に委託するとともに 極力優良認定処理業者への委託を増やす。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙①

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	前年(令和 5年度)実績	
	産業廃棄物の種類	排出量(t)
	木くず	805
	がれき類	16,008
	廃プラスチック類	77
	廃石膏ボード類	128
	ガラス・陶磁器くず	13
	繊維くず	21
	金属くず	56
	建設混合廃棄物	55

② 計画	目 標	
	産業廃棄物の種類	排出量(t)
	木くず	725
	がれき類	14,407
	廃プラスチック類	69
	廃石膏ボード類	115
	ガラス・陶磁器くず	12
	繊維くず	19
	金属くず	50
	建設混合廃棄物	49

別紙②

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	前年度(令和5年度)実績					
	産業廃棄物の種類	全処理委託量(t)	優良認定処理業者への処理委託量(t)	再生利用業者への処理委託量(t)	認定熱回収業者への処理委託量(t)	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)
	木くず	516	169	0	0	0
	がれき類	16,008	8,794	0	0	0
	廃プラスチック類	77	23	0	0	0
	廃石膏ボード類	128	35	0	0	0
	ガラス・陶磁器くず	13	8	0	0	0
	繊維くず	21	10	0	0	0
	金属くず	56	5	0	0	0
	建設混合廃棄物	55	27	0	0	0

② 計画	目 標					
	産業廃棄物の種類	全処理委託量(t)	優良認定処理業者への処理委託量(t)	再生利用業者への処理委託量(t)	認定熱回収業者への処理委託量(t)	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)
	木くず	464	152	—	—	—
	がれき類	14,407	7,915	—	—	—
	廃プラスチック類	69	21	—	—	—
	廃石膏ボード類	115	32	—	—	—
	ガラス・陶磁器くず	12	7	—	—	—
	繊維くず	19	9	—	—	—
	金属くず	50	5	—	—	—
	建設混合廃棄物	50	24	—	—	—